

一般財団法人都城市スポーツ協会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人都城市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款（第41条）の規程に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し、本会を支援する個人または団体であって、会長が会員としてふさわしいと認めた個人または団体とする。

2 会員になろうとする個人または団体は、賛助会員入会申込書（様式1号）を会長に提出しなければならない。

(会費)

第3条 会員は、入会時及び毎年度、次の会費を納付しなければならない。

(1) 個人会員 年額1口 2,000円（口数制限なし）

(2) 団体会員 年額1口 5,000円（口数制限なし）

2 会費は、入会時又は毎年度末日までに納入しなければならない。

3 年度途中で脱会した場合は、その年度の経費は返還しないものとする。

4 会費は、定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

(脱会)

第4条 会員は、脱会する場合は、脱会届（様式任意）を会長に提出しなければならない。

2 前項の届出がない場合は、会員として年度を越えて継続するものとする。

(特典)

第5条 本会は、会員に対して次の情報提供等を行うものとする。

(1) 本会のホームページや会議資料等に会員氏名、名称を掲載すること

(2) 本会の行事等（代表者委員会、スポーツ賞表彰式）を案内すること

(3) その他

(除名)

第6条 会員が、次に該当する場合は、会長の承認を得て、会員から除名するものとする。

(1) 会員としてふさわしくない行為があった場合

(2) 2年以上会費の未納が確認された場合

(規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

令和3年4月1日一部改正（名称変更）